

別表

(別表第1) 払い出すガスの圧力並びに払出エリア (供給区域)

(1) 当社は、低圧のガスを払い出す場合には、次に規定する圧力のガスを払い出します。

低圧で払い出す 場合の圧力	最高圧力	2.5 キロパスカル
	最低圧力	1.0 キロパスカル

(2) 当社は、2.5 キロパスカルを超えるガスの託送供給申込みがある場合には、その託送供給依頼者と協議のうえ、圧力を定めて託送供給を行うことがあります。

(3) 当社は、(1) 及び (2) の規定によって定めた圧力を維持できないことによって、託送供給依頼者が損害を受けられた場合には、その賠償の責任を負います。ただし、当社の責めに帰すべき事由がない場合には、当社は賠償の責任を負いません。

(4) 当社は以下のとおり払出エリア (供給区域) を定めます。

犬山市

大字犬山、内田東町、丸山天白町、天神町1丁目～5丁目、中山町1丁目2丁目、梅坪1丁目～3丁目、松本町1丁目～4丁目、大字上野、上野新町、大字木津上坂町1丁目～5丁目、大字橋爪、橋爪東1丁目～6丁目、大字五郎丸、五郎丸東1丁目～4丁目、大字塔野地 (愛知用水以西)、塔野地北1丁目～4丁目、塔野地西1丁目～4丁目、塔野地北1丁目2丁目、富岡新町1丁目～5丁目、大字前原 (字)、井島、土取、天野、桜坪、西野、桶杵、海道田、高森塚、八十間、北中根、南中根、西沢、東野畔、西町、東町、横町、小脇町、西畑、前畑、北畑、大黒、天道新田、門前、下縄手、上原、向屋敷、味鹿、根昆敷、石拾イ、北荒神洞、南荒神洞、東荒神洞、西野畔、橋爪山1 (1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-27を除く) 前原西1丁目～5丁目、前原1丁目2丁目、前原味鹿1丁目2丁目、前原南1丁目～4丁目、大字羽黒 (字)、荒神洞、北山手、合戦橋、半ノ木、南若宮、向浦、中深田、井島、小豆田、竹ノ越、鳳町、浦畑、高見、下惣境、小安、古市場、長田、大見下、井ノ尻、恩田島、惣境、川西、稲葉東、稲葉、東向田、三反田、摺墨、城屋敷、神明、川原口、北金屋、南金屋、二日町、角畑、宮浦下、北巾、下堂前、馬道、下大日、上大日、上前川原、前川原、八幡、東向畑、西向畑、八幡東、子安、成海郷、懸ヶ、徳間屋敷、島田、池ノ向、エンゼチ、高橋郷、宮浦、東下市場、西下市場、田中畑、河北東、釈迦ノ下、棧敷、吉原、畑合、寺海道、東畑、山ノ田、下ノ山ノ田、堂ヶ洞 (但し1の1から14の125まで除く) 羽黒朝日1丁目～4丁目 (旧字田中、旧字八反田を除く)、羽黒稲葉西1丁目2丁目、羽黒銚添1丁目～3丁目、羽黒余町、羽黒安戸西1丁目2丁目 大字羽黒新田 (字)、八幡前、八幡西、九右エ門屋敷、高橋前、郷東、郷浦、東屋敷、中屋敷、西屋敷、上蟬屋、中蟬屋、下蟬屋、起シ、起東、灸仕場、鳥屋場、樗畑、畑田、境松、北野屋敷、栗林、上島、中島、下島、郷前、宮ノ前、三右エ門屋敷、笹野、阿弥陀池廻り、井堀向、北野間、南野間、米ノ前、米野東、小島、大上戸、山ノ田西、山ノ田下、辻ノ内、高見、一本槍、椿東、不二見坂、上監箎、下監箎、上平塚、中平塚、下平塚、武智屋敷、椿北屋敷、椿南屋敷 (楽田地区) (字)、西大円、東大円、青塚、安師、宮東、西唐曾、東唐曾、中唐曾、的場、一色浦、西野、南大橋、北大橋、七ツ屋、巾前、巾廻り、平塚、大吉屋敷、北平塚、鶴池、土取、上榎島、下榎島、上沼、下沼、味加田、二夕俣、落添、舟田、

二タ田、五反田、中道、上西浦、西浦、観音浦、天神、天神東、本町、横町、外屋敷、鳥社、城山、藪畔、裏之門、若宮、北之門、勝部前、寺西、栗林、東北野、追分、追分東、焼野、西北野、山神、柿畑、元散前、地藏池西、上舞台、下舞台、大上戸、角池、新川、八反田、蓮池（市道赤坂堂前線以南を除く）、打越、鷺山、上小針、中小針、下小針、高坪、山之鼻、荒井、笛田、惣作、薬師前、小路、堂屋敷、向山、中切、宮西、北洞、常福寺浦、薬師浦、番前、北大門、倉曾洞（県道荒井大草線以南）、鳥屋越、楽田大円 1 丁目 2 丁目、青塚新町、楽田青塚 1 丁目 2 丁目、楽田安師、楽田一色浦、楽田西野 1 丁目 2 丁目、楽田大橋 1 丁目～3 丁目、楽田鶴池、楽田地藏池、楽田巾 1 丁目～3 丁目、楽田上沼 1 丁目 2 丁目、楽田西浦 1 丁目 2 丁目、楽田天神 1 丁目～3 丁目、楽田勝部前 1 丁目、楽田東追分、楽田山ノ田 1 丁目～4 丁目、楽田打越 1 丁目 2 丁目、楽田小針、桃山台 1 丁目 2 丁目、

丹羽郡大口町 大字河北字神明下

丹羽郡扶桑町

大字高雄（字）北郷、中郷（内、旧字北郷）、郷東（内、旧字郷浦、旧字天道前、旧字湿見、旧字番東）

（別表第 2） 受け入れるガスの性状、圧力・温度等の基準値とその測定方法の例及び監視方法

受け入れるガスの性状と圧力・温度等基準値は、以下のとおりとします。

項目	基準値※	備考
標準熱量	45MJ/m ³ N	ガス事業法の熱量の定義による
総発熱量	44.58～45.42MJ/m ³ N	
ウォッベ指数	52.7～57.8	成分含有率より算定する 算出方法はガス事業法による
燃焼速度	35～47	
比重	1.0 未満	空気を 1.0 とする
受入圧力	受入地点の導管運用上の最高圧力以下であること	流量を制御する設備の上流で託送供給契約量の受渡しに必要な圧力を確保すること
全硫黄	0.00 g / m ³ N	
硫化水素	検出せず	
アンモニア	検出せず	
一酸化炭素	0.05vol%以下	
受入温度	5～30℃	

※ 基準値とは、受入地点においてガスが原則として常時満たすべき性状等の上下限值であり、ガス製造設備の設計、運転の基準となる数値をいう。

以下の項目については、ガス製造方法の違い等による差異が大きいため、個別に協議させていただきます。

- ・酸素 ・窒素 ・二酸化炭素 ・水素 ・付臭剤濃度 ・ガスのノッキング性 ・炭化水素の露点
- ・その他の微量成分（油分、微量元素：V、Pb、Cl 等、ジエン類、オレフィン類、有害成分：ベンゼン、トルエン等）

ガスの性状等の測定方法及び監視方法は原則として下表のとおりとします。ただし、原料性状、プラント運転状況等から含有の可能性がない、又は一定範囲にあることが明らかな成分については必ず

しも測定することを要しません。

項目	測定方法の例	監視方法
総発熱量	速応答型熱量計	連続監視
標準熱量	速応答型熱量計	連続監視
ウォッベ指数、燃焼速度	成分分析値より算定	定期監視
比重	成分分析値より算定	定期監視
硫化水素	ガス事業法に基づく方法	定期監視
全硫黄	ガス事業法に基づく方法	定期監視
アンモニア	ガス事業法に基づく方法	定期監視
付臭剤濃度	付臭剤添加量とガス流量より算定	連続監視
炭化水素、水素、酸素、窒素、 一酸化炭素、二酸化炭素	ガスクロマトグラフィー	定期監視
ガスのノッキング性	成分分析値より算定	定期監視
炭化水素の露点	成分分析値より算定	定期監視
水分	露点計	定期監視
圧力	圧力計	連続監視
温度	温度計	連続監視

(注1) 測定方法については個別協議により他の方法によることがあります。

(注2) 上記項目の測定記録は当社に提出していただきます。

(注3) 上記の他、法令の規定により測定、記録が必要な場合はその規定によるものとします。

(別表第3) ガスの受入のために必要となる設備

この約款に基づく託送供給に際して、必要となる設備は、原則として、以下のとおりとします。

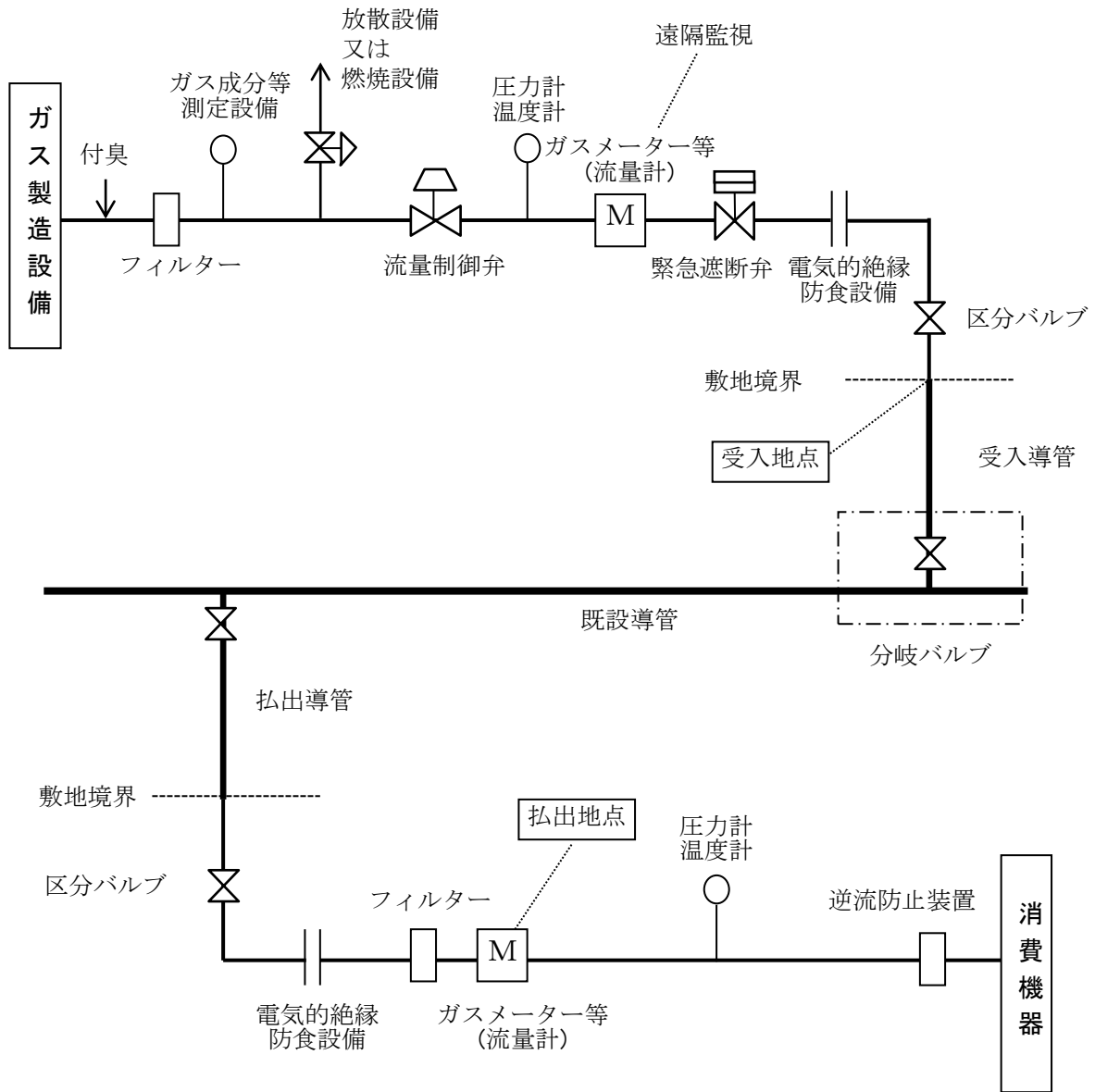
受入のために必要となる設備

設 備 名	機 能
フィルター	不純物の除去
成分等の測定設備	ガスの成分分析 (炭化水素、水素、一酸化炭素、二酸化炭素、酸素、窒素)
	ガスの付臭剤濃度の測定
	ガスの熱量測定
圧力計	ガス圧力の測定
温度計	ガス温度の測定
ガスメーター (流量計)	ガス流量の測定
放散設備又は燃焼設備	緊急時の放散若しくは燃焼
流量制御弁又は圧力制御弁	ガスの流量制御又は圧力制御
緊急遮断弁	異常時・緊急時のガス遮断
テレメータリング設備	ガスの圧力・流量等の遠隔監視
電氣的絶縁・防食設備	受入導管の防食
区分バルブ	託送供給依頼者と導管事業者の管理区分
受入導管	当社既存導管までのガスの輸送
分岐バルブ	ガスの受入のための分岐
逆流防止装置	ガスの逆流防止

注1：設備仕様は、ガス事業法等関係法令、当社標準仕様、これに定めのない事項については、日本工業規格等によるものとし、詳細は個別に協議させていただきます。

注2：上記のほか、法令の規定、ガス製造形態や受入地点の位置等により設備が必要となる場合には、個別に協議させていただきます。

(参考) ガスの受入及び払出のために必要となる設備概要 (概念図)



注: 上図は概念図として参考に図示したものです。ガス製造形態や受入及び払出地点の位置等による差異が大きいため、詳細は個別に協議させていただきます。

(別表第4) 料金表

託送供給依頼者は個別契約の申込みに際して、以下の〔2部料金〕と〔3部料金〕のうち、いずれか1つを選択していただきます。

〔2部料金〕

1. 適用区分

料金表A ガス量が0立方メートルから25立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B ガス量が25立方メートルを超え、250立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C ガス量が250立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D ガス量が500立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表A

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	400円
---------------	------

(2) 従量料金単価

1立方メートルにつき	106.98円
------------	---------

3. 料金表B

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	900円
---------------	------

(2) 従量料金単価

1立方メートルにつき	86.98円
------------	--------

4. 料金表C

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	1,700円
---------------	--------

(2) 従量料金単価

1立方メートルにつき	83.78円
------------	--------

5. 料金表D

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	4,510円
---------------	--------

(2) 従量料金単価

1立方メートルにつき	78.16円
------------	--------

[3部料金]

6. 適用

以下の料金表から、いずれか1つ選択していただきます。

7. 料金表E

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	45,000円
---------------	---------

(2) 流量基本料金

1立方メートルにつき	500円
------------	------

(3) 従量料金単価

1立方メートルにつき	21.08円
------------	--------

8. 料金表F

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	120,000円
---------------	----------

(2) 流量基本料金

1立方メートルにつき	500円
------------	------

(3) 従量料金単価

1立方メートルにつき	12.07円
------------	--------

9. 料金表G

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	280,000円
---------------	----------

(2) 流量基本料金

1立方メートルにつき	500円
------------	------

(3) 従量料金単価

1立方メートルにつき	8.23円
------------	-------

10. 料金表H

(1) 定額基本料金

1か月及び1個別契約につき	480,000円
---------------	----------

(2) 流量基本料金

1立方メートルにつき	500円
------------	------

(3) 従量料金単価

1立方メートルにつき	7.43円
------------	-------

低圧導管利用に係る従量料金単価加算額

3 (34) の境界線におけるガスの最高使用圧力が（別表第1）で定義する圧力で払出す場合は、低圧導管利用分として上記の従量料金単価に以下の従量料金単価加算額を加えたものを従量料金単価とします。

1 立方メートルにつき	7.21 円
-------------	--------

(別表第5) 本支管及び整圧器

	口 径
本 支 管	50mm
	75mm
	100mm
	150mm
	200mm
	300mm
	ただし、最高使用圧力が0.1メガパスカル以上の導管を用いる場合には、口径100mm以上といたします。
整 圧 器	25mm
	32mm
	50mm
	100mm
	150mm

(別表第6) 本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額

(1) ガスメーターの能力別当社負担額

設置するガスメーターの能力	ガスメーター1個につき当社の負担する金額
2.5立方メートル毎時以下	175,000円
4立方メートル毎時	280,000円
6立方メートル毎時	420,000円
10立方メートル毎時	700,000円
16立方メートル毎時	1,120,000円
25立方メートル毎時	1,750,000円
40立方メートル毎時	2,800,000円

(2) (1) 以外のガスメーターを設置する場合の当社負担額は、設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき70,000円の割合で計算した金額といたします。

(3) 別表第1(2)の規程に基づく圧力のガスを供給する場合の当社負担額は、(1)及び(2)により算定された金額に、次の係数を乗じた金額といたします。ただし、当社負担額の上限值はガスの需要場所につき35,000千円(消費税等相当額を含まないものとします。)とします。

<係数>

最高圧力が0.1メガパスカル以上・・・・・・2

(別表第7) ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合のガス量の算式

1. 速動 (正しい数量よりも多く計量される場合をいいます。) の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 - A)}{100}$$

2. 遅動 (正しい数量よりも少なく計量される場合をいいます。) の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 + A)}{100}$$

(備考)

V は、16 (13) の規定により算定するガス量

V₁ は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによるガス量

A は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる速動又は遅動の割合 (パーセント)

(別表第8) 2.5 キロパスカルを超える圧力で供給する場合のガス量の算式

$$V = \frac{V_1 \times (101.325 + P)}{101.325 + 0.981}$$

(備考)

V は、16 (16) の規定により算定するガス量

P は、2.5 キロパスカルを超えて供給する圧力

V₁ は、ガスメーターの検針量

(別表第9) 料金の日割計算

料金の日割計算(1)

－ 2部料金－

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第4のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間のガス量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算ガス量によります。

(1) 日割計算後基本料金

定額基本料金×日割計算日数／30

(備 考)

- ① 定額基本料金は、別表第4の料金表における定額基本料金
- ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

別表第4の料金表における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。

－ 3部料金－

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。

(1) 日割計算後基本料金

(定額基本料金＋流量基本料金×契約最大流量) ×日割計算日数／30

(備 考)

- ① 定額基本料金は、別表第4の料金表における定額基本料金
- ② 流量基本料金は、別表第4の料金表における流量基本料金
- ③ 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ④ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

別表第4の料金表における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。

料金の日割計算(2)

－ 2 部料金－

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第4のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間のガス量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算ガス量によります。

(1) 日割計算後基本料金

定額基本料金×(30－供給中止期間の日数)／30

(備 考)

- ① 定額基本料金は、別表第4の料金表における基本料金
- ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

別表第4の料金表における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。

－ 3 部料金－

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。

(1) 日割計算後基本料金

(定額基本料金＋流量基本料金×契約最大流量)×(30－供給中止期間の日数)／30

(備 考)

- ① 定額基本料金は、別表第4の料金表における定額基本料金
- ② 流量基本料金は、別表第4の料金表における流量基本料金
- ③ 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30
- ④ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

別表第4の料金表における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。